

職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって

本日、本委員会は、市議会及び市長に対し、地方公務員法に基づき、職員の給与等勤務条件について報告及び勧告を行いました。

人事委員会による報告及び勧告の制度は、労働基本権の一部を制約されている職員への代償措置であり、職員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるものであります。

このため、本委員会は、職員の給与等勤務条件について、民間事業所従業員の水準に合わせることを基本に国や他の地方公共団体の動向も勘案しながら、これまで検討を重ねて参りました。

本年は、月例給については、本市職員の給与が民間給与を646円(0.18%)上回っていたため、俸給表の引下げ改定を行うことが適切であると判断しました。

特別給については、職員の支給月数が民間の支給割合を下回っていたため、0.10月分引き上げることとしました。

給与制度の見直しとして、昨年、人事院が勧告した「扶養手当制度の見直し」についても、民間及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化、他の地方公共団体の動向等、これらを総合的に勘案し、本市においても国の制度を踏まえた見直しを行うことが適当であると判断しました。

また、高齢層職員の給与等については、高齢層における職員と民間との給与差の状況等に鑑み、引き続き、世代間の給与配分の適正化を図る観点から、昇給制度の見直し等を実施するべきと判断しました。

このほか、人事管理に関する課題として、「人材の確保・育成等」、「働き方改革と勤務環境の整備」、「高齢期の雇用問題」、「公務員倫理の確保」、「臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保」について、報告を行いました。

本委員会としては、今後も引き続き、市民から理解の得られる適正な職員の勤務条件の確保に取り組んで参りたいと考えております。

市民の皆様には、人事委員会勧告制度の意義をご理解くださいますよう、お願い申し上げます。

平成29年10月16日

新潟市人事委員会

委員長 兒玉 武雄